



宮 崎 県 公 報

令和2年5月21日(木曜日) 第 107 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1	頁
○救急病院の認定 (2件) …………… (医療業務課) 1	
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 3	
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 3	
○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 3	
○土地収用法に基づく事業の認定…………… (用地対策課) 3	
○道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 4	
○道路の供用の開始…………… (“) 5	
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 5	
○土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (“) 5	

○土砂災害警戒区域の指定 (2件) …………… (砂防課) 6	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 7	
公 告	
○毒物劇物取扱者試験の実施…………… (医療業務課) 7	
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 7	
○土地改良区の定款変更の認可 (3件) …………… (“) 8	
○県営土地改良事業計画の策定…………… (“) 8	
○令和2年度家畜商講習会の開催…………… (畜産振興課) 9	
選挙管理委員会告示	
○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出…………… 9	
○資金管理団体の異動及び指定取消の届出…………… 11	
収用委員会告示	
○土地収用法施行令第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定による公示による通知…………… 11	
正 誤	
○令和元年5月20日付け県公報 (第5号) 中…………… 12	

告 示

宮崎県告示第 391号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和2年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
錦戸 翔 (こころ延岡はりきゅう治療院)	延岡市恒富町4丁目1 47番地	令和2年4月21日

宮崎県告示第 392号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

令和2年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
大塚病院	西都市御舟町2丁目45番地

2 救急病院等の認定の有効期間

令和2年5月1日から令和5年4月30日まで

宮崎県告示第 393号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

令和2年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人暁星会三財病院	西都市大字下三財3378番地

2 救急病院等の認定の有効期間

令和2年6月6日から令和5年6月5日まで

宮崎県告示第 394号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和2年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570501108	陽光の里デイサービスセンター	宮崎県小林市真方5038-1	社会福祉法人コスモス会	宮崎県小林市真方5038番地1	令和2年4月1日	通所介護
4570501116	陽光の里ヘルパーセンター	宮崎県小林市真方5038-1	社会福祉法人コスモス会	宮崎県小林市真方5038番地1	令和2年4月1日	訪問介護
4570601452	デイサービスあくた東郷店	宮崎県日向市東郷町山陰辛字後口原辛 826番地2	株式会社アワダホーム	宮崎県日向市東郷町山陰辛字後口原辛 826番地2	令和2年4月1日	通所介護
4571701186	合同会社あんしん介護サービス	宮崎県北諸県郡三股町樺山4959番地2	合同会社あんしん介護サービス	宮崎県北諸県郡三股町樺山4959番地2	令和2年4月1日	特定福祉用具販売
4571701186	合同会社あんしん介護サービス	宮崎県北諸県郡三股町樺山4959番地2	合同会社あんしん介護サービス	宮崎県北諸県郡三股町樺山4959番地2	令和2年4月1日	福祉用具貸与
4570204489	地域密着型空床ショートステイわかば	宮崎県都城市上長飯町2664番地	社会福祉法人大淀福祉会	宮崎県都城市上長飯町2687番地1	令和2年4月6日	短期入所生活介護

宮崎県告示第 395号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和2年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4571701186	合同会社あんしん介護サービス	宮崎県北諸県郡三股町樺山4959番地2	合同会社あんしん介護サービス	宮崎県北諸県郡三股町樺山4959番地2	令和2年4月1日	特定介護予防福祉用具販売
4571701186	合同会社あんしん介護サービス	宮崎県北諸県郡三股町樺山4959番地2	合同会社あんしん介護サービス	宮崎県北諸県郡三股町樺山4959番地2	令和2年4月1日	介護予防福祉用具貸与
4570204489	地域密着型空床ショートステイわかば	宮崎県都城市上長飯町2664番地	社会福祉法人大淀福祉会	宮崎県都城市上長飯町2687番地1	令和2年4月6日	介護予防短期入所生活介護

宮崎県告示第 396号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4571900952	デイサービスやすらぎの杜	宮崎県東諸県郡綾町入野字川原元3282番地1	社会福祉法人綾康会	宮崎県東諸県郡綾町南保 561	令和2年4月1日	通所介護
4572000380	天包荘訪問介護事業所	宮崎県児湯郡西米良村竹原 432	社会福祉法人成徳	宮崎県児湯郡西米良村竹原 432	令和2年4月1日	訪問介護

4560590038	一般社団法人西諸 医師会立訪問看護 ステーションきり しま	宮崎県小林市真方 115	一般社団法人西諸 医師会	宮崎県小林市細野 2234	令和2年4月30日	訪問看護
4570201832	エリシオン霧島通 所介護事業所	宮崎県都城市吉之 元町5262-25	株式会社アイケア	宮崎県西都市妻 1518番地1	令和2年4月30日	通所介護
4570202848	エリシオン霧島訪 問介護事業所	宮崎県都城市吉之 元町5262-25	株式会社アイケア	宮崎県西都市妻 1518番地1	令和2年4月30日	訪問介護

宮崎県告示第 397号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定介護予防 サービス事業所		指定介護予防 サービス事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称又 は氏 名	主たる事務 所の所在地		
4560590038	一般社団法人西諸 医師会立訪問看護 ステーションきり しま	宮崎県小林市真方 115	一般社団法人西諸 医師会	宮崎県小林市細野 2234	令和2年4月30日	介護予防訪問看 護

宮崎県告示第 398号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町下三ヶ字鉾ノ元1017、字上平田1102-1・1156-1・1156-2・1156-丙（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1074-1、1155-4、1156-乙、1156-丁

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1372	谷口 喜啓 宮崎市大字広原77 58番地1	採取	幼苗の育 成、幼苗 以外の苗 木の育成	谷口林業 谷口 喜啓 宮崎市大字広原77 58番地1

宮崎県告示第 400号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和2年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 起業者の名称

延岡市

2 事業の種類

宮崎県体育館駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

宮崎県延岡市大貫町1丁目及び宮崎県延岡市野地町5丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

宮崎県体育館駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置す

宮崎県告示第 399号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和2年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

る公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上から、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

県体育館については、延岡市と連携し、新たな県北の「スポーツランドみやざき」の拠点形成を目指している。この体育館の整備は、延岡市の第6次長期総合計画の「アスリートタウンづくり」、「豊かな心を育む人づくり」における施策の一つである「施設の整備充実」とも合致するものである。

本件事業の実施にあたっては、延岡市と延岡市土地開発公社とで「延岡市が施行する宮崎県体育館駐車場整備事業に伴う用地等取得に関する覚書」を交わしており、延岡市土地開発公社においては、既に事業遂行に必要な予算が計上されている。また、延岡市においても必要な予算確保を確約しており、起業者が本件事業を行う十分な意思と能力を有すると認められる。

以上から、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

① 本件事業の施行により得られる公共の利益について

現市民体育館を廃止した上で、同敷地内に新たに整備する県体育館にその機能を担わせることとした「県体育館整備基本計画」においては、現在の県体育館年間利用者数から見て、約700台分の駐車場が不足すると考えられている。このため、このままでは、臨時駐車場等での対応を余儀なくされ、利用者の利便性の確保や円滑な施設利用が困難となる恐れがある。

本件事業の完成により、体育館利用者のための駐車場が確保され、現市民体育館敷地内の約100台分と合わせると約800台分の確保が可能となる。これにより、現在県体育館で開催されているイベントの8割に対応できることから、利用者の利便性が確保され、円滑な施設利用に寄与することが可能となる。

また、県体育館および駐車場が整備されることにより、新たな大規模大会や合宿の実施が可能となり、交流人口の増大や地域経済の活性化が期待される。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

② 事業の施行により失われる利益について

工事期間中は、粉じん等や騒音・振動を抑制する措置等を講じ、供用後についても、近隣住民の生活環境や大気環境等への影響は軽微である。

起業地には特筆すべき動物・植物・生態系は存しないが、過去のデータ等を踏まえると保護上重要な野生生物も確認されていることから、工事による改変箇所、保護が必要な動植物等の生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、適切な保全措置を講じる。また、事業による整備面積も最小限に抑えることから、動植物の生活環境の改変を抑止することができるため、申請事業による自然環境への影響は軽微であると判断できる。

なお、周知の埋蔵文化財包蔵地(中ノ須遺跡)が存在するが、延岡市教育委員会文化課と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

以上から、本件事業の施行により失われる利益は軽微であ

ると認められる。

③ 代替案の検討について

起業地の選定に当たっては、事業の目的、周辺の土地利用状況等を考慮しつつ、取得必要面積及び移転対象物件数の多寡、周辺地域の土地利用や自然環境への影響、公共施設の回避、施設への利便性・安全性、事業の経済性の観点から2案を検討した結果、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、設置される駐車場は敷地の有効利用を図るため、適切に配置されており、規模内容は必要かつ適正であると認められることから、収用しようとする土地は、必要最小限なものである。

④ 比較考量

上記①～③を総合的に判断した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

以上から、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

① 事業を早期に施行する必要性

県有の主要体育施設の多くは、昭和54年に開催された「日本のふるさと宮崎国体」の際に整備されたもので、老朽化が進んでいるほか、現在の施設基準に適合していないなどの課題を抱えており、令和8年に本県で開催予定の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向け、建替が必要とされている。

また、平成31年3月に県が策定した「県体育館整備基本計画」において、近隣に別途駐車スペースを確保することが定められており、令和7年に行われるリハーサル大会に間に合わせる必要があることから、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

上記(3)のとおり、本件事業に係る起業地の範囲は、施設の利用上必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲には一時的な使用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所
延岡市役所国民スポーツ大会準備室

宮崎県告示第 401号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年5月21日から同年6月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字尾崎	旧	5.4～19.1	20.0
			289番65地先から同郡同村同大字同字289番40地先まで	新	5.7～10.8	20.0

宮崎県告示第402号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年5月21日から同年6月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
40	県道	都農綾線	児湯郡木城町大字高城字高城3886番地先から同郡同町同大字同字3890番3地先まで	旧	12.5～12.5	38.3
				新	13.8～14.1	38.3

宮崎県告示第403号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年5月21日から同年6月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字家代字キヨラ木519番9地先から同郡同村同大字同字519	旧	6.2～22.6	18.2
				新	9.4～26.5	18.2

番9地先まで

宮崎県告示第404号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年5月21日から同年6月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	448号	串間市大字市木字吹切53番2地先から同市同大字同字16番1地先まで	令和2年5月21日

宮崎県告示第405号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成28年宮崎県告示第341号、平成30年宮崎県告示第161号、第359号、第425号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	大畑-6	II-2-0309	急傾斜地の崩壊
	長嶺身の崎	I-1-0039	急傾斜地の崩壊
	大坪-1	I-2-0201	急傾斜地の崩壊
	生目台西1丁目-3	II-1-4138	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第406号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成18年宮崎県告示第555号、平成19年宮崎県告示第435号、平成20年宮崎県

告示64号、平成28年宮崎県告示第 340号、平成30年宮崎県告示第 160号、第 358号、第 424号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎市	月の輪谷	01-201-2-024	土石流
	片ノ田谷2	01-201-2-025	土石流
	大瀬戸	01-201-3-027	土石流
	釘崎谷	01-201-1-024	土石流
	中岡谷	01-201-1-026	土石流
	桜町5	01-201-3-046	土石流
	元神南2	II-1-4062	急傾斜地の崩壊
	坂谷	I-1-3064	急傾斜地の崩壊
	野間口	I-1-3066	急傾斜地の崩壊
	中岡2	II-1-4195	急傾斜地の崩壊
	北川内1	II-1-4194	急傾斜地の崩壊
	折生迫	III-1-9077	急傾斜地の崩壊
	持田6	III-1-9085	急傾斜地の崩壊
	持田7	III-1-9086	急傾斜地の崩壊
	中岡3	II-1-4208	急傾斜地の崩壊
	大畑-6	II-2-0309	急傾斜地の崩壊
	長嶺身の崎	I-1-0039	急傾斜地の崩壊
	大坪-1	I-2-0201	急傾斜地の崩壊
	生日台西1 丁目-3	II-1-4138	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 407号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
川南町	南肥	I-1-3403	急傾斜地の崩壊
	大猪久保-2	II-1-6214	急傾斜地の崩壊
	大猪久保-2-新①	II-1-6214-新①	急傾斜地の崩壊
	東原	II-1-6225	急傾斜地の崩壊
	黒鯛	II-1-6228	急傾斜地の崩壊
	松ヶ迫	II-1-6243	急傾斜地の崩壊
	松ヶ迫-新①	II-1-6243-新①	急傾斜地の崩壊
	出水-新①	III-1-9585-新①	急傾斜地の崩壊
	市納	II-1-6222	急傾斜地の崩壊
	下唐瀬-1	II-1-6223	急傾斜地の崩壊
	鬼ヶ久保-1-新①	II-1-6259-新①	急傾斜地の崩壊
	住吉-新①	II-1-6219-新①	急傾斜地の崩壊
	住吉-新②	II-1-6219-新②	急傾斜地の崩壊
	大内西平	II-1-6239	急傾斜地の崩壊
	西国光-2	II-1-6257	急傾斜地の崩壊
	七瀬川	II-1-6240	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 408号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 2 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
門川町	松 瀬	31-1	地 滑 り
	松 瀬 下	31-2	地 滑 り

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 409号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 2 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川南町	南 肥	I-1-3403	急傾斜地の崩壊
	大猪久保-2	II-1-6214	急傾斜地の崩壊
	大猪久保-2-新①	II-1-6214-新①	急傾斜地の崩壊
	坂 下	II-1-6211	急傾斜地の崩壊
	岩 下	II-1-6212	急傾斜地の崩壊
	大猪久保-1	II-1-6213	急傾斜地の崩壊
	東 原	II-1-6225	急傾斜地の崩壊
	黒 鯛	II-1-6228	急傾斜地の崩壊
	松 ヶ 迫	II-1-6243	急傾斜地の崩壊
	松ヶ迫-新①	II-1-6243-新①	急傾斜地の崩壊
	出水-新①	III-1-9585-新①	急傾斜地の崩壊
	市 納	II-1-6222	急傾斜地の崩壊

下唐瀬-1	II-1-6223	急傾斜地の崩壊
鬼ヶ久保-1-新①	II-1-6259-新①	急傾斜地の崩壊
鬼ヶ久保-1	II-1-6259	急傾斜地の崩壊
住吉-新①	II-1-6219-新①	急傾斜地の崩壊
住吉-新②	II-1-6219-新②	急傾斜地の崩壊
大内西平	II-1-6239	急傾斜地の崩壊
西国光-2	II-1-6257	急傾斜地の崩壊
七瀬川	II-1-6240	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験(一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。)を次のとおり実施する。

令和 2 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時
令和 2 年 8 月 4 日(火曜日)午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
宮崎市霧島1丁目1番地1
J A ・ A Z Mホール
- 3 受験願書の提出方法及び受付期間
 - (1) 提出方法
持参によること。ただし、県外居住者にあつては、郵送(書留郵便に限る。)によることができる。
 - (2) 受付期間
令和 2 年 6 月 8 日(月曜日)から6月19日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)。ただし、郵送の場合は、6月19日付けの消印のあるもので有効とする。
- 4 受験願書の配布場所
県保健所
- 5 その他
詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療薬務課薬務対策室(電話0985(26)7060)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、長田土地改良区(三股町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があつた。

令和 2 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	兒 玉 辰 教	北諸県郡三股町大字長田5045番地
理 事	谷 山 泰 宏	北諸県郡三股町大字長田6229番地
理 事	河 野 武	北諸県郡三股町大字長田5439番地 1
理 事	谷 口 昭 一	北諸県郡三股町大字長田5576番地
理 事	松 山 茂 忠	北諸県郡三股町大字樺山4532番地 3
理 事	馬 場 真 吾	北諸県郡三股町大字樺山3500番地 2
理 事	松 山 勇	北諸県郡三股町大字長田4430番地 10
理 事	小 牧 力	北諸県郡三股町大字長田6460番地 13
理 事	轟 木 博	北諸県郡三股町大字長田3940番地 2
理 事	轟 木 修	北諸県郡三股町大字長田3953番地 1
監 事	兒 玉 管 二	北諸県郡三股町大字長田5453番地 3
監 事	黒 木 守 春	北諸県郡三股町大字宮村2766番地 1
監 事	濱 口 陽 行	北諸県郡三股町大字長田4760番地

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	小 牧 力	北諸県郡三股町大字長田6460番地 13
理 事	谷 山 泰 宏	北諸県郡三股町大字長田6229番地
理 事	黒 木 孝 一	都城市上長飯町20号2番地
理 事	岩 崎 孝 二	北諸県郡三股町大字長田5552番地 7

理 事	河 野 香 智 子	北諸県郡三股町大字長田5459番地
理 事	野 崎 忠 彦	北諸県郡三股町大字長田5812番地
理 事	高 橋 純 一	北諸県郡三股町大字長田4880番地 6
理 事	松 山 勇	北諸県郡三股町大字長田4430番地 10
理 事	轟 木 修	北諸県郡三股町大字長田3953番地 1
理 事	戸 郷 福 實	北諸県郡三股町大字長田4233番地
監 事	濱 口 陽 行	北諸県郡三股町大字長田4760番地
監 事	兒 玉 管 二	北諸県郡三股町大字長田5453番地 3
監 事	黒 木 守 春	北諸県郡三股町大字宮村2766番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、池内南方土地改良区（宮崎市）から令和 2 年 4 月 3 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）から令和 2 年 4 月 1 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、古城土地改良区（宮崎市）から令和 2 年 4 月 6 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、向田吉野方地区県営土地改良事業（日南市、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 2 年 5 月 21 日から令和 2 年 6 月 18 日まで
- 3 縦覧場所

日南市役所農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

家畜商法（昭和24年法律第 208号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により、令和 2 年度宮崎県家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和 2 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の期日及び場所

(1) 開催月日

令和 2 年 9 月 2 日（水曜日）及び 9 月 3 日（木曜日）

(2) 場 所

宮崎県庁附属棟 301号室（宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号）

(3) 時 間

受付 午前 8 時 30 分から

講習 午前 9 時から午後 5 時まで

2 講習科目及び講習時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4 時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4 時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6 時間

3 受講対象者

家畜の売買若しくは交換又はそのあつ旋の事業を営もうとする者

4 受講申込手続

受講を希望する者は、家畜商講習会申込書に額面金額 3,300 円の宮崎県収入証紙（消印をしていないもの）及び写真（申込前 6 月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像の縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルのもの）を貼付し、令和 2 年 7 月 31 日までに住所を管轄する西臼杵支庁又は各農林振興局に提出すること。

5 その他

詳細については、宮崎県農政水産部畜産新生推進局畜産振興課（電話 0985 (26) 7140）、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 15 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 17 条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第 17 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 21 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

1 設立届

○その他の政治団体

(二) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
日向政真会	甲 斐 昌一郎	前 田 福 美	日向市東郷町山陰丙 16302	令和 2 年 3 月 11 日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮整振支部	菊 池 良 和	代 表 者	菊 池 良 和	豊 増 正 和	令和元年 5 月 24 日
自由民主党川南町支部	山 下 寿	主たる事務所の所在地	児湯郡川南町大字川南 51-99-1017	児湯郡川南町大字川南 1-3666-3	令和 2 年 4 月 9 日
		代 表 者	山 下 寿	中 村 守	
自由民主党北郷支部	福 岡 浩 一	会 計 責 任 者	中 村 昭 人	小 山 哲 也	令和 2 年 4 月 24 日
		主たる事務所の所在地	日南市北郷町北河内 366 番地	日南市北郷町郷之原甲 36-26-ロ 番地	
自由民主党北郷支部	福 岡 浩 一	代 表 者	福 岡 浩 一	甲 斐 登	令和 2 年 4 月 24 日
		会 計 責 任 者	中 井 徹	福 岡 浩 一	

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
蓬原正三後援会	荒 武 公 治	代 表 者	荒 武 公 治	大 坪 仁 一	平成31年 1月20日
甲斐行雄後援会	福 良 誠 一	代 表 者	福 良 誠 一	稲 田 和 利	平成31年 4月1日
小林たかひろ後援会	小 林 隆 洋	主たる事務所の所在地	日向市大字幸脇1088番地 2	日向市大字幸脇1202番地	平成31年 4月30日
宮崎県自動車整備政治連盟	菊 池 良 和	代 表 者	菊 池 良 和	豊 増 正 和	令和元年 5月24日
日本司法書士政治連盟 宮崎会	和 田 輝	代 表 者	和 田 輝	長 友 克 吉	令和元年 5月25日
		会 計 責 任 者	和 田 輝	長 友 克 吉	
宮崎県歯科医師連盟延岡支部	岩 崎 浩 行	代 表 者	岩 崎 浩 行	大 内 昭 雄	令和元年 6月28日
宮崎県税理士政治連盟	遠 山 喜 一 郎	会 計 責 任 者	今 村 康 廣	宮 原 孝 男	令和元年 8月8日
鈴木一成後援会	鈴 木 一 成	会 計 責 任 者	鈴 木 美 知 子	鈴 木 竜 之 介	令和元年 10月1日
吉留ゆうじ後援会	吉 留 優 二	会 計 責 任 者	吉 留 久 美 子	吉 留 仁 美	令和元年 11月10日
はしづめかよこ後援会	橋 詰 大 輝	代 表 者	橋 詰 大 輝	下 中 勝 行	令和2年 3月1日
幸福実現党都城後援会	松 窪 貞 夫	主たる事務所の所在地	えびの市大字今西 413	都城市南鷹尾37-12-1 F	令和2年 3月1日
日向政真会	藤 井 柳 太 郎	代 表 者	藤 井 柳 太 郎	甲 斐 昌 一 郎	令和2年 3月18日
宮崎県中古自動車販売政治連盟	黒 木 嘉 興	会 計 責 任 者	染 矢 俊 明	渡 邊 豊 重	令和2年 3月19日
恭創会	崎 田 恭 平	主たる事務所の所在地	日南市大字吉野方7658-1	日南市吾田東3丁目1-49	令和2年 3月27日
崎田恭平後援会	崎 田 恭 平	主たる事務所の所在地	日南市大字吉野方7658-1	日南市吾田東3丁目1-49	令和2年 3月27日
「青木よしあき」を支える会	青 木 善 明	代 表 者	青 木 善 明	黒 木 義 治	令和2年 3月27日
		会 計 責 任 者	青 木 眞 智 子	美 濃 力	
山内いっとく後援会	山 崎 光 廣	代 表 者	山 崎 光 廣	猪 之 俣 博 美	令和2年 3月30日
佐藤まさひろ後援会	佐 藤 雅 洋	会 計 責 任 者	佐 藤 利 恵	佐 藤 陽 子	令和2年 3月30日
前田幸雄後援会	前 田 幸 雄	会 計 責 任 者	前 田 愛 子	前 田 幸 雄	令和2年 3月31日
河野哲也後援会	河 野 哲 也	主たる事務所の所在地	延岡市浜町 288-2	延岡市浜町5052-7	令和2年 3月31日
		会 計 責 任 者	河 野 佐 月	河 野 哲 也	
とみながちかONE LOVE宮崎会	富 永 千 香	主たる事務所の所在地	宮崎市橋通西2-1-15 川添ビル1F	宮崎市下北方町平田 903-16ダイアパレス神宮の 杜伍号館1204	令和2年 4月7日
日本業業政治連盟宮崎県支部	小 川 慶 二	主たる事務所の所在地	宮崎市大塚町倉ノ下 313 番1	宮崎市柳丸町33	令和2年 4月13日
		代 表 者	小 川 慶 二	山 田 光 和	

		会 計 責 任 者	甲 斐 弘 文	椎 村 武 彦	
日向地区建設業政治連盟	黒 木 繁 人	代 表 者	黒 木 繁 人	甲 斐 英 伸	令和2年 4月24日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
都城維新塾	三 角 光 洋	平成31年3月26日
増永逸雄後援会	塩 崎 雅 志	令和元年7月1日
鈴木竜之介後援会	谷 岑 昭	令和元年11月2日
福井太後援会	山 路 凱 民	令和元年12月1日
山内としかつ後援会	山 内 俊 克	令和元年12月10日
三角光洋後援会	満 安 五 男	令和元年12月25日
蛸原千年後援会	和 田 稲 雄	令和元年12月31日
田尻敏行後援会	田 尻 佳 美	令和元年12月31日
都城市民会館世界遺産をめざす市民の会	平 川 靖 三	令和元年12月31日
みやざき未来の会	井 上 清 美	令和元年12月31日
宮田たかお後援会	宮 田 昭 二	令和2年2月23日
「太田龍」後援会	長 野 龍 太 郎	令和2年2月28日
中村利春後援会	森 田 和 弘	令和2年3月23日
雅な日本を守る会	佐 藤 雅 洋	令和2年4月8日

宮崎県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、資金管理団体の異動及び指定取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

1 異動届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
小 林 隆 洋	小林たかひろ後援会	主たる事務所の所在地	日向市大字幸脇1202番地	日向市大字幸脇1088番地2	平成31年 1月17日
			日向市大字幸脇1088番地2	日向市大字幸脇1202番地	平成31年 4月30日

2 取消届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	取消年月日
清 山 知 憲	清山会	平成30年11月9日

収用委員会告示

宮崎県収用委員会告示第2号

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において

準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

令和2年5月21日

宮崎県収用委員会

公示による通知

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第46条第 2 項の規定により、下記 1 の者に通知すべき下記 2 の書類は、当収用委員会事務担当課（宮崎県県土整備部用地対策課）において保管してあるので、店頭の上その交付を受けてください。

記

1 通知を受けるべき者の氏名及び住所等

氏 名	住 所
川添 フサ子	住所及び常居所不明 ただし、判明した最後の住所 宮崎郡清武町大字今泉乙63番地
矢野 アサ子	住所及び常居所不明 ただし、判明した最後の住所 東京都府中市本宿3747番地
大脇 銀袈裟	住所及び常居所不明 ただし、登記簿上の住所 日南市大字伊比井2803番地

2 通知すべき書類

令和 2 年 5 月 13 日付け宮収第 7 - 2 号の書類（令 1 宮収裁第 1 号（一般国道 220号改築工事（日南防災「北区間」・宮崎県宮崎市大字内海字大園地内から日南市大字伊比井字永迫地内まで及び同市大字伊比井字後浦地内から同市大字伊比井字坂口地内まで）並びにこれに伴う附帯工事、市道付替工事及び二級河川改修工事）収用裁決事件に係る第 1 回審理開催通知書）

（注意）上記書類を受領されないときは、令和 2 年 6 月 11 日をもって通知があったものとみなされます。

正 誤

令和元年 5 月 20 日付け県公報（第 5 号）中

ページ	段	行	誤	正
4	左	30	前 田 宏 子	前 田 紘 子